

奈良県告示第二百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和二年十一月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
沢井内科医院	橿原市久米町五八二の一	令和二年九月二十一日
キリン堂薬局王寺駅前店	北葛城郡王寺町王寺二〇九一五 ル・カーラビル二階	令和二年九月二十二日
山本耳鼻咽喉科医院	大和郡山市南郡山町五二〇一 近鉄郡山駅前ビルマインド二 一七階	令和二年九月三十日
飯岡医院	桜井市大字芝三五一番地	令和二年九月三十日
マルマツ薬局	橿原市四条町八二三一三	令和二年九月三十日